

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「事業性融資および
住宅ローン条件変更手数料」免除の取扱期間延長について

当金庫は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているお客さまに対し、ご融資の条件変更にかかる手数料を免除しておりますが、このたび、免除期間を下記のとおり延長することといたしましたのでお知らせします。

また、各店舗に設置している「新型コロナウイルスに関する相談窓口」では、お客さまのご相談を幅広く受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

記

1. 概要

対象のお客さま	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている法人、個人事業主および個人のお客さま
免除する手数料	事業性融資および住宅ローンについて 以下の①または②の条件変更にかかる手数料 ①原契約書に定めた最終期限について、その最終期限を延長する場合 ②原契約書に定めた約定返済額について、その約定返済額を軽減する場合 変更契約手数料 11,000 円

2. お取扱期間（延長後）

令和 2 年 3 月 25 日（水）から 令和 5 年 9 月 29 日（金） 申込受付分まで

以 上

※本件に関するお問い合わせ等につきましては、以下の部署までご連絡をお願いいたします。

○ 山梨信用金庫 経営企画部 経営企画課 <TEL : 055 (225) 0213>

